平成22年度 第11回 西宮市農業委員総会議事録

- 1、開催日時:平成23年2月21日(月)14時30分から14時58分
- 2、開催場所:西宮市役所東館7階701会議室
- 3、出席委員(14人)

会長 1番 吉田 昭光

会長職務代理者 2番 野口 照之

委員 3番 上田 さち子

5番 直井 勇治

6番 坂口 文孝

7番 茶谷 一

8番 辻本 悟

9番 中松 實

1 1 番 木田 佳文

10番 宮本 清次

12番 田中 勇

13番 大前 輝雄

14番 岡本 久一

15番 吉井 律

4、欠席委員(1人)

4番 ざこ 宏一

- 5、議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第45号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第46号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第47号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第48号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

 事務局長
 森 正一

 係長
 東 孝二

 主事
 立花 逸人

議 長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、ただ 今から農業委員会総会を開催いたします。

本日、4番ざこ委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させて いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、15 番吉井律委員、5 番直井 勇治委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いします。 以上で日程第 1 を終わります。

議 長 それでは、これより日程第2の報告案件に入ります。

まずは、報告第 44 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第44号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」で ございますが、議案書1ページ1件でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長 専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 45 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届 出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 45 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」 でございますが、議案書 2 ページ 2 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事 務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (発言なし)

議 長 | 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 46 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届 出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 46 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」 でございますが、議案書 3 ページ 5 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事 務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (発言なし)

議長し他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 47 号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に 基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告 をお願いいたします。

事 務 局 報告第 47 号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案書4・5ページ2件でございます。

【議案書朗読】

申請地はそれぞれ12月4日、12月28日に現地調査をし、いずれも水稲中心に耕作されていることを確認しました。また、相続人の農業従事日数ですが、農家台帳よりそれぞれの申請人は、180日、100日農業に従事しているということで農業経営の中心的な担手であることも確認しております。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 48 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第48号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書6ページ3件でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

(発言なし)

議長他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて 終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。